

就学援助費制度について

吹田市では、経済的理由により就学が妨げられることのないよう、市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。

所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

くわしくは「令和2年度(2020年度) 就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

申請一斉受付

*窓口受付：令和2年4月1日(水)～5月25日(月)

吹田市教育委員会 学務課(市役所本庁舎 低層棟3階)にて

(月曜日から金曜日) 受付時間：午前9時～午後5時30分

(土曜日) 4月4日、11日、18日、25日 受付時間：午前9時～正午

*日曜・祝休日・5月の土曜日は窓口受付をしません。

*郵送受付：令和2年4月1日(水)～5月25日(月)消印まで

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

○ 随時受付期間

*窓口受付：令和2年5月26日(火)～令和3年3月24日(水)

(土曜、日曜、祝休日ほか市役所閉庁日は除きます)

受付時間：午前9時～午後5時30分

*郵送受付：令和2年5月26日(火)～令和3年3月24日(水)消印まで

※ 随時受付の場合は、申請を受理した月からの月割支給等の減額措置となります。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者の方で、就学援助の認定基準を満たす世帯を対象に、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。

中学校の新入学生の保護者へは、小学校6年生として認定された就学援助費の3月分に加算して支給します。

小学校の新入学児の保護者は、入学説明会の案内等と一緒に配布される申請書を、2月中に学務課に提出してください。認定されれば3月中旬に指定口座に振り込みます。

くわしくは申請書と一緒に配布される「申請のしおり」をご覧ください。

就学援助費認定者への医療券(医療費援助)について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病(学校病)の治療のため医療機関を受診する場合、保険証と医療券を併用することにより医療費が無料になります。

受診される前に、学務課に電話等で連絡し、医療券の発行を受けてください。

☆対象となる疾病(学校保健安全法で定める疾病)

トラコーマ、結膜炎(アレルギー性は対象外)、白癬・疥癬(白癬菌、疥癬菌による水虫)、膿痂疹(とびひ)、中耳炎(急性や慢性・滲出性を問わず使用できます)、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)(急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外)、アデノイド、う歯(むし歯：保険診療の対象となる治療範囲)(歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的措置は対象外)、寄生虫病(虫卵保有を含む) ※これら以外の疾病では医療券の使用はできません。くわしくは「令和2年度(2020年度) 就学援助 申請のしおり」をご覧ください。

◆問合せ先 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6384-1231(代表) 内線2823
06-6384-2458(直通)